

調達価格等算定委員会（第37回）

議事要旨

○日時

平成30年8月2日（木）16時00分～17時00分

○場所

経済産業省別館2階231各省庁共用会議室

○出席委員

山内弘隆委員長、大石美奈子委員、高村ゆかり委員、松村敏弘委員、山地憲治委員

○事務局

松山省エネルギー・新エネルギー部長、山影省エネルギー・新エネルギー部政策課長、山崎新エネルギー課長、杉山再生可能エネルギー推進室長、梶新エネルギー課長補佐

○議題

- (1) 委員長互選
- (2) 入札（太陽光第2回）の上限価格について

○議事要旨

- (1) 委員長互選
 - ・ 互選により、山内委員を委員長に選出した。
 - ・ 山内委員長が委員長代理として高村委員を指名した。
- (2) 入札（太陽光第2回）の上限価格について
 - ・ 「委員会の非公開について（案）」を了承した。

委員

- ・ より効率的な事業を誘導するような水準の上限価格を設定するべきではないか。
- ・ 第3回太陽光入札への影響は少し気になるが、チャレンジングな上限価格を設定することに賛成。
- ・ 太陽光発電の運転開始期限は3年であり、運転開始するのは数年後となることを意識した forward-looking なものであることは明確にしてはどうか。
- ・ 試行的期間であるため、色々な方法にチャレンジすることは重要ではあるが、低い水準に設定しすぎると再エネの担い手を失うのではないかという懸念もある。

- 入札の参加者を増やすため、事業者の予見可能性を高めることは重要であり、上限価格の設定の考え方を予め公開することに賛成。事業者が事業を形成するに当たって、一定の相場感は分かった方がよい。今後の入札で上限価格を非公表とすべきかについては、次回以降の論点としていただきたい。
- 上限価格の水準によって誰も落札できないこととなるのは望ましくないものの、今回、上限価格を非公表と決めたのは、入札制度において予見可能性を高めることよりも優先することがあることによる判断。ただし、事前に考え方や姿勢を示すことは必要。また、事後的に上限価格が公開されれば、次へのシグナルとなる。
- より効率的な事業を誘導するような水準の上限価格の設定は、再エネに消極的になったということではなく、価格を低くしなければ、社会全体で考えた場合に再エネの量が増えていかないという段階に差し掛かっているという背景に基づくものであることを明確にするべき。
- モジュールは海外のトレンドを踏まえられるが、海外と比べて高い工事費などは国内事情により世界と違うところもある。次回以降の委員会では、再エネコストを更にブレークダウンしていく必要がある。

委員長

- 入札（太陽光第2回）の上限価格の設定の基本的な考え方については、資料1の内容で概ね了解となった。
- 以上を踏まえ、コスト低減を促す上限価格の設定に委員の合意が得られたことから、資料2に基づき、「平成30年度の供給価格上限額（太陽光発電設備第2回）に関する意見」を取りまとめた。

（お問合せ先）

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365